

令和5年度包括外部監査(意見)に係る対応状況等

(単位:件)

対応状況の区分	件数
対応済	7
対応中	10
意見件数	17

令和5年度包括外部監査(意見)一覧

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
R05001I	固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて	資産経営課	59
R05002I	作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について	資産経営課	62
R05003I	一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について	資産経営課、財政課	62
R05004I	リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について	財政課	81
R05005I	同一資産の耐用年数の不一致について	資産経営課	83
R05006I	固定資産の取得日の記載のルールの明確化について	資産経営課	85
R05007I	部分除却の考え方の整理について	会計室	90
R05008I	資本的支出と収益的支出の区分について	財政課	93
R05009I	固定資産の取得原価への付随費用の加算について	財政課	94
R05010I	リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について	資産経営課	95
R05011I	寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について	管財課、会計室	97
R05012I	長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について	管財課	122
R05013I	使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について	財政課	126
R05014I	無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について	病院局経営企画課	142
R05015I	資産管理シールによる管理の効率化について	病院局経営企画課	151
R05016I	固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて	下水道経営課	172
R05017I	固定資産の実査について	下水道経営課	179

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R050011	固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて	59	【結果:意見】 千葉市は期末一括仕訳方式を前提としているため、歳入歳出決算が確定した後に1年をかけて台帳を整備するスケジュールとなっているが、日々仕訳を前提とすれば、固定資産の異動情報の確定が決算確定後に遅滞なくできる。日々仕訳方式の採用は、財務会計システムの仕様の制約を受けること、横断的な庁内の調整が必要となることから、直ちにできるものではないとも思えるが、次回の財務会計システムの更新の際には、こうした点も含めて調達先を検討することが望ましい。 なお、期末一括仕訳方式であっても、年度末を待たずに、仕訳作業や台帳登録を、月次・四半期・中間期などのタイミングで実施し、作業の分散化・早期化することで9月までに財務書類を完成させている団体はある。 千葉市の財務書類の公表時期が翌年度の3月末と、比較的長期であることを踏まえると、その早期化のためにも固定資産台帳の更新スケジュールや期末一括仕訳のタイミングや方法を見直し、作業の分散化・早期化ができないかを検討することが望ましい。	対応中	公表内容調整中	資産経営課
R050021	作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について	62	【結果:意見】 固定資産台帳の適切な更新にあたっては、固定資産を管理する課(所管課)が実施する固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが誤謬発生の予防につながる。そのため、所管課が固定資産台帳の更新実務に係る知識を習得し、担当者が交代してもノウハウが蓄積され継承される仕組み作りが重要となる。また、過去に生じた同様の誤謬の発生を防ぐため、誤謬を防ぐための確認項目をチェックリスト化し、共有することも有用である。 現状、固定資産台帳の更新に当たって、固定資産を整備する課(資産経営課、管財課、財政課、会計室)の間では事前の打ち合わせが行われているが、その参加者に所管課の担当者は含まれていない。そこで、資産経営課をはじめとする固定資産台帳を整備する課が主体となり所管課の担当者向けの固定資産台帳更新実務に関する説明会を実施することが有用である。説明会では、固定資産台帳の更新手順の重要なポイントについて、実際に誤謬が発生した事例及び当該誤謬を防ぐために有効な確認方法を的確に伝えることができる。固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが期待できる。	対応中	公表内容調整中	資産経営課

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R05003I	一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について	62	【結果:意見】 財政課、資産経営課、管財課及び会計室をはじめとした少数の担当者が固定資産台帳の確認作業をする一方で、委託業者への業務委託の範囲は公会計システムの管理運用など最小限の作業のみとなっている。そこで、建設仮勘定の振替漏れの確認作業、他台帳との突合による整合性確認、ワークシートへの入力作業など、新しい施設マネジメントシステムである「fmSMART」の導入に合わせて、業務量等に応じて、単純作業の業務委託化を検討されたい。また、固定資産台帳の登録内容について、固定資産台帳の内容に課題が生じた場合など、外部専門家のチェックを入れることも有用である。例えば、「経営・財務マネジメント強化事業(地方公会計の整備・活用関係)登録者一覧」に登録されているアドバイザーに問い合わせをし、固定資産台帳の精緻化について助言を受けることが考えられる。	対応中	公表内容調整中	資産経営課、財政課
R05004I	リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について	81	【結果:意見】 「リース資産」は固定資産の登録に当たってかなり高度な判断が求められる領域であると考えている。 会計処理を誤らないために、リース取引に関しては、例えばどういったものがリース資産として登録されるのかの実例を交えながら、資産計上と費用処理の判断について賃貸借契約書のどの条項を確認すればよいのか、どのように取得原価を算定するのか、現在割引価値とは何か、などを分かりやすく説明する工夫が必要であると思われる。	対応済	・資産データベースシステム運用マニュアル(固定資産台帳増減調査用)を改善し、リース資産としての登録例が多いものや賃貸借契約書の条項例を記載した。 ・7月10日説明会の中で、リース資産の考え方について説明した。	財政課
R05005I	同一資産の耐用年数の不一致について	83	【結果:意見】 固定資産の管理において、適切な耐用年数を設定することは、最重要事項の1つである。 適正な財務諸表の作成、適切な施設マネジメントのために、適切な耐用年数の設定が必要である。 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」や法人税等の耐用年数表(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)等には主な資産の耐用年数が用途名称等ごとに掲載されているが、当該用途名称に当てはめることが困難な資産も多く、類似資産の耐用年数を適用するか、「その他」区分の耐用年数を適用するか、など耐用年数の設定が担当者の判断によらざるを得ない。とはいえ、個別の使用可能性に特別な事情がない限りは、同じ資産については同じ耐用年数を適用するのが基本的な考え方であるため、過去に誤りが生じた資産については事例を交えて注意喚起することや、減価償却の仕組みについての理解を促すなどの工夫が必要であると思われる。	対応済	・マニュアルを改善し、類似する資産について誤って異なる耐用年数を適用しているものがないかについての注意喚起を行った。 ・7月10日説明会の中で、減価償却の仕組みについても説明した。	資産経営課

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R050061	固定資産の取得日の記載のルールの明確化について	85	【結果:意見】 固定資産の取得日とは、物品であれば「検収日」、工事物件であれば「引渡日」とするのが本来の考え方であり、「支払日」ではない。 しかし、千葉市の更新実務では、マッチングワークシートの取得日欄の入力が必須事項となっておらず、かつ、マッチングワークシート上で取得日が未入力になっていた場合、「支払日」が取得日として登録される仕様になっている。そのため、結果的に、固定資産台帳上の多数の資産の取得日が「検収日」や「引渡日」ではなく「支払日」で登録されている。 固定資産の取得日を適切に登録することは、固定資産の取得の期間帰属の観点から必要である。したがって、マッチングワークシートに記入にあたって、「取得日」の記載を必須事項とすべきである。 検収日や引渡日の記録は、歳出データではなく、検収調書などを参照して入力しているが、この実務が作成上の過大な負担となっているならば、見直すことも考えられる。例えば、年度内に取得したものの支払いが出納整理期間となった固定資産については、年度末の3月31日を取得日とみなして取得日欄に記載し、取得日と取得年度を整合させる方法が考えられる。 いずれにしても、記載のルールを明確化すべきである。	対応済	・マニュアルを改善し、支払日を記載しないよう注意喚起を行った。	資産経営課
R050071	部分除却の考え方の整理について	90	【結果:意見】 現行の千葉市の固定資産台帳増減調査票作成要領では部分除却の取扱いが明らかにされていないため、説明を加えるべきである。 部分除却する金額の集計に当たっては、工事の内訳明細等で明確に除却部分を特定できるのであれば当該部分が除却の対象範囲といえるが、中にはそのような特定が困難な場合も考えられ、その場合は何らかの合理的な基準をもって按分計算することになる。何ををもって「合理的」というのかは個別の資産ごとに異なると考えられるため一概には言えないが、按分計算による部分除却は見積りの要素が含まれるため、その正しさとは、1円単位での絶対的なものではなく、ある程度の幅を持ったものであると考えられる。したがって、ルールの明確化に当たっては、過度に機械的な運用にならないような工夫も必要と考える。	対応済	・固定資産台帳増減調査マニュアル及び共通事務の手引き(物品事務)を改善し、部分除却についての注意喚起を行った。 ・7月10日説明会の中で、部分除却の考え方についても説明した。	会計室

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R050081	資本的支出と収益的支出の区分について	93	【結果:意見】 固定資産の更新プロセスは「1. 固定資産台帳の更新(2)固定資産台帳の更新手順」に記載のとおりであり、財政課は委託業者に「歳出伝票一覧(支出命令データ)」「(組織名称・コード、会計別歳入歳出款項目節名称・コード、歳入歳出執行データなど)」を送付する。委託業者はそこから資産取得につながると思われるマッチングワークシートを作成し、財政課に送付する。 千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、委託業者側では歳出伝票から資産計上の可能性がある支出と認識していた。 委託業者が作成したマッチングワークシートを基に、どの伝票を資本的支出とするか、収益的支出とするかは、所管課が固定資産台帳増減調査票を作成する中で判断する。この判断の過程で収益的支出として処理した、又は固定資産台帳増減調査票には資産計上されていたものの、財政課がマッチングワークシートへの反映を漏らしていた。 資本的支出の判断は、固定資産台帳増減調査票作成要領に明記されているため、それをもとにした判断が必要である。 建設仮勘定への計上が漏れていた支出額については、建設仮勘定の計上が必要である。 また、千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、令和2年度分の支出については、固定資産台帳に建設仮勘定として計上されているため、令和3年度分の支出も建設仮勘定計上の可能性があると考えらるべきであり、部署全体として確認する仕組みが定着されていないと考える。 まずは、固定資産台帳増減調査票作成要領に基づく資本的支出か収益的支出かの判断を徹底すべきである。研修を開催して、会計知識の能力の向上といった対応も検討すべきと考える。 財政課のマッチングワークシートへの反映漏れについては、ダブルチェックを行う等、建設仮勘定に限らず、固定資産として計上すべき対象が漏れないような体制の構築が必要である。	対応中	公表内容調整中	財政課
R050091	固定資産の取得原価への付随費用の加算について	94	【結果:意見】 一部の資産の取得価額の算定において付随費用の加算漏れが発見された。本来、本発見事項を修正するとともに、その他の資産を含めて付随費用の加算漏れが生じていないかを総点検すべきではあるが、本体価格の資産計上漏れではないことから、費用対効果を勘案の上、対応すれば足りると考える。 それよりも、今後、同様の事象が発生しないような統制の構築が重要である。本件付随費用は、固定資産台帳増減調査票には記載があったものの、マッチングワークシートへの転記が漏れたことにより発生した加算漏れであった。 この点、すでに固定資産台帳増減調査票作成要領には、付随費用が取得原価に含まれることが明示されたうえで、付随費用の例示として実施設計、工事管理、登記費用等が資産計上の対象になることも例示されている。 今後は、マッチングワークシートを更新する財政課においてチェックを徹底し、誤りの予防、又は誤った場合にも発見できる実効性を高める必要がある。	対応中	公表内容調整中	財政課

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R05010I	リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について	95	【結果:意見】 地方公会計マニュアルでは、取得価額をリース料の総額(利息相当額を除く)で計上することを原則としている。この点、千葉市では利息相当額に重要性が乏しいこと及び運営上の効率性等の観点から、リース料の総額から利息相当額を控除しない方法を採用している。 重要性に応じた処理をすること自体に問題はないが、担当者が重要性の判断に迷うことのないよう、また、属人的に重要性が判断されてしまうことを防止するため、重要性が乏しいと認められる場合についての基準を固定資産台帳増減調査票作成要領に明記し、基準に従って重要性の判断をすることが望ましいと考える。	対応中	公表内容調整中	資産経営課
R05011I	寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について	97	【結果:意見】 再調達原価はもともその算定方法からして見積りの要素が大きく、一物一価のような唯一無二の正解があるわけではない。そうであるならば、今後同様の誤謬を発生させないための統制を構築することが重要である。 歳出伝票による裏付けがとれず、各所管課が作成する固定資産台帳増減調査票の回答内容に依拠する場合には、その回答内容が正しいかを固定資産台帳の更新実務に精通した資産経営課もしくは財政課、または、公有財産台帳を所管する管財課、物品台帳を所管する会計室が確認する必要がある。 なお、償却資産の再調達原価の算定については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落において、「減価償却累計額を控除した価額」とすることとされており、建設等時期から開始時までの経過年数に基づき、減価償却を行った金額で計上することが原則であるが、千葉市の「固定資産台帳増減調査票作成要領」では減価償却累計額を控除することが定められていないため、これを定める必要があると考える。	対応中	公表内容調整中	管財課、会計室

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R05 012I	長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について	122	【結果:意見】 総務省の取組事例集でも未利用地情報の公開は例示として挙げられており、千葉市でも一定の取組がなされているものと評価できる。 しかし、長期間にわたって未利用のままの資産も一定数存在することから、より活用や処分が促進される取組として、例えば、情報公開にもう一段の工夫があるとよいと考える。すなわち、資産によって、未利用の理由が異なる(千葉市として残しておきたい土地・建物もある)とも考えられ、一覧リストで公開されている資産の全てが売却や貸付の余地があるものなのかは整理が必要と思料する。 加えて、民間利用余地があるものは、利用者が一元的に関連情報を取得できるような分かりやすい情報公開を工夫する余地があると考え。現在公開されている一覧リストでは、「地番」「面積」「用途地域」等の情報が公開されているが、当該情報と併せて地図情報、現地の写真、周辺の施設情報等を一元的に公開することで、千葉市ホームページ上で利用検討に必要な情報をより多く、利用者自身での検索作業負担なく取得可能になり、利便性が向上することが期待される。 なお、検討に当たっては、例えば、次の他団体事例(福岡県)が参考になる。福岡県ではホームページ上で県内自治体が所有する遊休公共不動産情報について、「福岡県街なか遊休公共不動産情報」として作成・公表し、民間事業者からの事業活用提案の促進を図っている。	対応済	当該一覧リストには「市の利用予定」や「一時貸付の可否」欄があるため、一定の整理がされていると考える。 なお、次回公募貸付の募集を行う際には、現地写真も一緒に公開することで、分かりやすくする。	管財課
R05 013I	使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について	126	【結果:意見】 千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領は平成19年9月に適用を開始して以降、受益者負担の対象とするコストの範囲を見直していない。 年数経過により現在の料金設定基準の考え方が浸透している一方で、時の経過により基準設定当初から施設の位置づけや財政見通しに変化が生じている可能性があり、受益者負担の対象とするコストの範囲について、現状に即した負担のあり方となっているか検討することが望ましい。 また、新たに受益者に負担を求めることが望ましいと判断した場合、市民を取り巻く経済的状況等を勘案し、負担比率の再考や、見直しを行う場合の時期等の検討を行うことが望ましい。 次表は減価償却相当額の受益者負担に係る他団体事例及び先進事例を示したものである。特に、令和以降改訂されている団体、また先進事例では、減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含めるとする事例が多くみられる。検討にあたってはこれらの潮流も考慮すべきである。	対応中	公表内容調整中	財政課

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R05 014I	無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について	142	千葉市病院事業会計規程第78条第1項第7号では、「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明のものについては、公正な評価額」を固定資産の取得価額とすると規定している。 財務諸表と固定資産台帳の整合性の点検の過程において、海浜病院では、無償取得資産の取得価額を値引き前の見積金額で計上していた資産があることが判明した。見積金額を「公正な評価額」とする実務はありえるが、その場合、仮に有償取得する場合は値引き後の金額となることから、値引後の見積金額を取得価額とすべきであったと考えられる。 また、青葉病院では、無償取得であるとして、固定資産台帳上の取得価額を0円で登録していた資産があった。当該資産には、価格証明書を入手していたため、公正な評価額としては例えば当該価格証明書における金額を取得価額とすることが考えられる。 このように、無償取得資産は、支出額がゼロであるにもかかわらず、取得原価は公正な評価額とすることとされ、何をもって「公正な評価額」とするかは考え方・手法に幅があるため、会計規則違反とならないよう、例示なども含めてその取扱いを明瞭化しておく必要がある。 なお、病院事務局によると、無償取得の事例は少なく、事務処理のフローが確立していない。今後の対応策として、令和5年度に受贈財産のマニュアルの作成を実施しているところである。	対応済	固定資産台帳登録マニュアル(受贈財産編)を策定し、各担当で事務手続きを共有した。	病院局経営企画課
R05 015I	資産管理シールによる管理の効率化について	151	青葉病院では、資産管理シールによる管理はなされているものの、個体の特定をする資産番号が固定資産台帳とは別のリストで管理されている。当該リストでは、「〇〇装置」といった件名と、それを構成する個々の資産が一覧となっている。個々の資産に資産番号が設定されており、現物資産とシール貼付もこの資産番号で管理している。 例えば、No.12の生化学分析装置一式には次が含まれる。 ー内訳表略ー 現状、現物の資産管理シールの番号から固定資産台帳の資産を特定しようと思うと、固定資産台帳にシールに記載された資産番号の記載がないため、一度、当該リストを経由する必要がある。固定資産台帳の備考欄に資産番号を記載するなどして、管理の統一化による効率化を検討することが望ましい。	対応中	公表内容調整中	病院局経営企画課

令和5年度包括外部監査結果(意見)調査表

監査テーマ:固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

No.	項目	報告書掲載頁	内容(一部抜粋)	対応	対応状況	所管課
R05 0161	固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて	172	地方公営企業法では、実際の取得日に関わらず、減価償却を開始するのが翌年度からとすることを原則とし、取得月から償却することが容認規定となっているため、原則的取扱いに従えば、全ての資産の取得日を3月31日としても財務諸表に与える影響はない。 これと類似する話は、地方公会計における 意見6 固定資産の取得日の記載の必須化について で記載したが、歳出データをベースに固定資産情報を作成する地方公会計と異なり、地方公営企業法に基づいて発生主義で記帳する公営企業会計においては、総勘定元帳で記録される固定資産取得日とあわせておくべきである。水道事業や病院事業では、下水道事業のような取扱いをしていない。 「法適用マニュアル」でも、固定資産台帳の記載項目として「取得年月日」を設けた背景として「減価償却は取得年月日から行われますので、取得年月日は財務諸表を作成する上で必須情報の一つです」と説明していることや、総勘定元帳データとの整合性を図る観点からも、減価償却は翌年度から開始するとしても、実際の取得日(引渡日や検収日等)をもって「取得日」とすることが望ましい。	対応済	固定資産の取得日について、固定資産台帳の取得日を便宜上3月31日としていたが、法適用マニュアルや総勘定元帳との整合性を図るため、令和5年度決算より、実際の取得日を固定資産台帳に登録することとした。	下水道経営課
R05 0171	固定資産の実査について	179	現状、地方公営企業法施行規則及び千葉市下水道事業会計規則では、固定資産の実査について特段定めがなされておらず、現場においても実施されていない。 一方で、管渠、処理場及びポンプ場については、日常点検がなされており、資産の実在性及び状態を把握できている。 千葉市下水道事業会計規則では、第88条に固定資産を適正に管理しなければならない旨が、第96条に固定資産台帳により、固定資産の状況を明らかにしておかなければならない旨が規定されている。 これらの点から、備品や車両運搬具等の日常点検が実施されていない固定資産を中心に、実在性及び管理状況を確認するため、少なくとも年1回の実査を検討されたい。 ただし、対象資産の実査を1年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産のボリュームと所管部署の負担とを勘案し、複数年で対象資産の実査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。	対応中	公表内容調整中	下水道経営課